

中間答申案の主な変更点

資料3

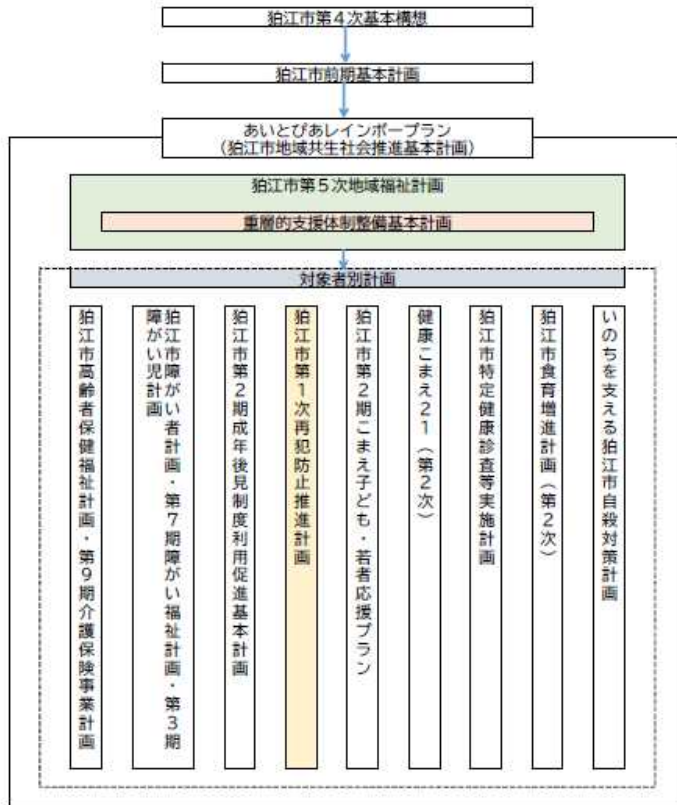
1 章立ての修正

中間答申案(従来)	中間答申案(今回)
第1章 はじめに	第1章 はじめに
第1節 計画策定の趣旨	第1節 計画策定の趣旨
1 計画の目指す姿	
2 福祉関連計画の一体策定について	
第2節 計画の位置付け	第2節 計画の位置付け
1 法令上の位置付け	1 法令上の位置付け
2 計画体系	2 計画体系
第3節 計画の期間	第3節 計画の期間
第4節 計画の策定体制	第4節 計画の策定体制
1 市民意識調査等の実施	1 市民意識調査等の実施
2 住民懇談会の実施	
3 市民説明会・パブリックコメントの実施	2 市民説明会・パブリックコメントの実施
4 附属機関等における調査・審議	3 附属機関等における調査・審議
第2章 基本理念	第2章 基本理念
	1 基本的価値観
	2 目的
第3章 基本目標	第3章 基本目標
第4章 施策の総合的な展開	第4章 施策の総合的な展開
第1節 施策の体系	第1節 施策の体系
第2節 施策一覧	第2節 重点事業群
第3節 重点施策	第3節 施策一覧
1 重点施策を定めるに当たっての視点	
2 重点施策一覧	
第5章 計画の推進に向けて	第5章 計画の推進に向けて
第1節 計画の推進体制	第1節 計画の推進体制
	1 市の責務
	2 市民の役割
	3 事業者の役割
第2節 計画の評価方法	第2節 評価体制
	1 この計画及び実施計画の評価
資料	資料
第1節 現状の整理	第1節 現状の整理
第2節 課題の整理	第2節 課題の整理

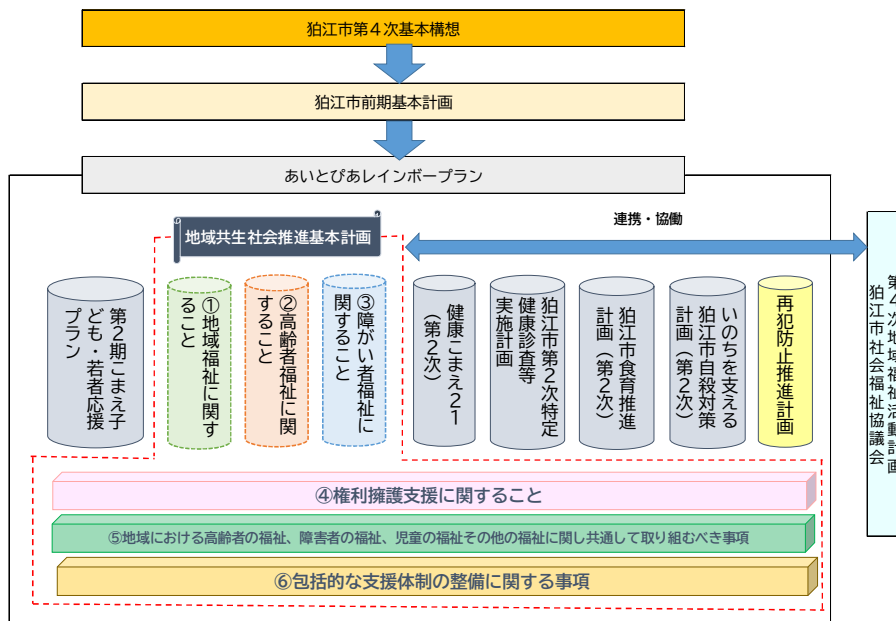
2 計画体系の整理

当初は、地域共生社会推進基本計画の対象者別計画の一部と位置付けておりましたが、あいとぴあレインボープランの構成要素の一つとして、地域共生社会推進基本計画と並列の計画と位置付けを変更しました。

中間答申案(従来)



中間答申案(今回)



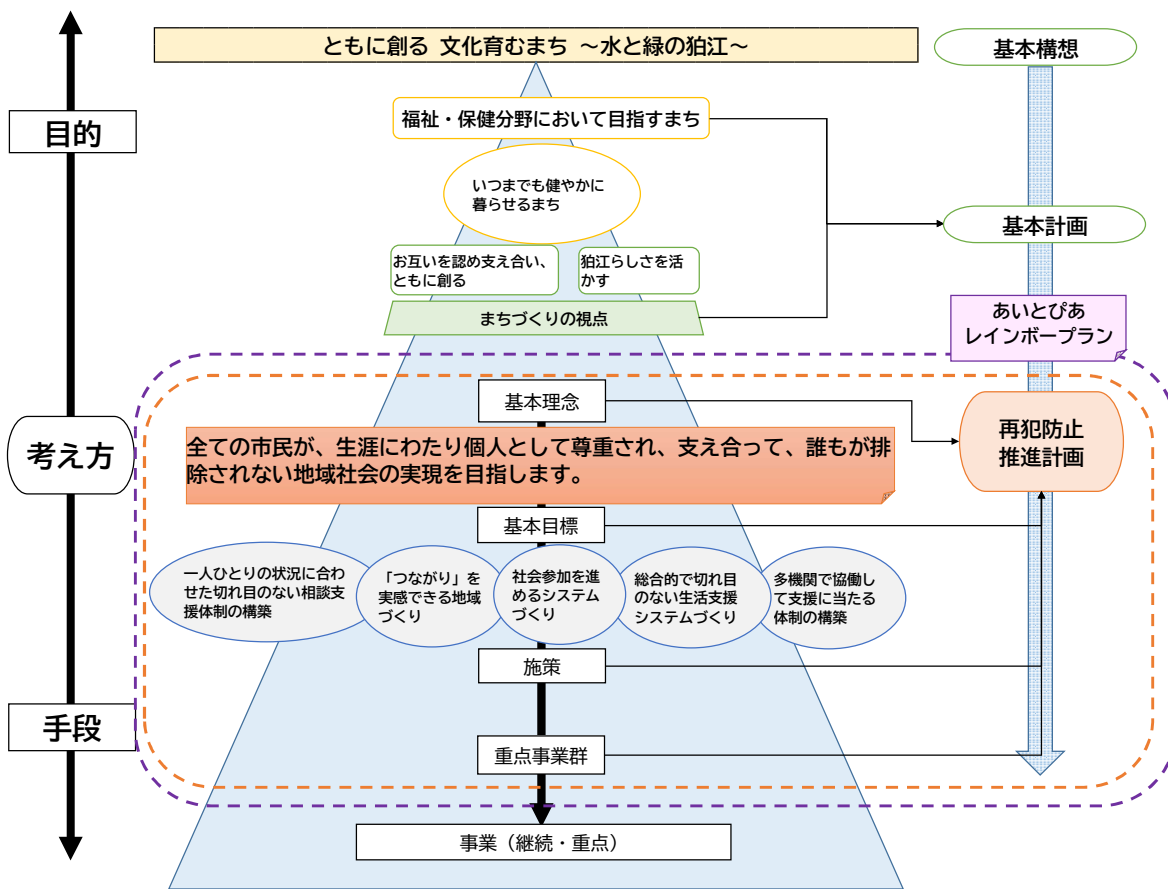
3 概念の整理

◆第2回【資料2】地域共生社会推進基本計画中間答申案では、本計画内の概念として次の概念を使用していました。

①基本理念	P5
②基本目標	P6
③施策	P7～
④重点施策	P10～
⑤施策の将来像	P12～
⑥施策の方向性	P12～

※詳細は【資料3】狛江市再犯防止施策(案)参照

◆これらの概念の計画上の位置付けが明確でなかったことから、第1章第2節2(3)に再犯防止推進計画の体系として下図のとおり、体系図を作成し、概念を整理し、各概念の計画上の位置付けを明確にいたしました。(中間答申案P8参照)



▼整理の前提、下衣の概念を本計画に使用することと整理いたしました。

概念	内容
基本理念	「基本的価値観」の下、福祉のまちづくりとして達成すべき長期的な「目的」を示すものです。5計画共通の基本理念を定めます
基本目標	基本理念を実現するための「手段」であり、本計画において達成すべき「目的」を示すものです。5計画共通の基本目標を定めます。
施策	基本目標を実現するための「手段」であり、実現に向けて取り組む方策、取組の方向性を示すものです。
重点事業群	施策を実現するための「手段」であり、本計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すもので、同じ目的で施策実現に向けて重点を置く事業をまとめたものです。

◆整理した概念に基づき第3節 施策一覧(P15)のとおり、各施策を整理いたしました。

4 施策の整理

基本目標1 一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援

資料3

No.	現状と課題	視点				施策	施策の将来像	施策の方向性	主な事業例
		①	②	③	④				
1	<ul style="list-style-type: none"> 【現状】福祉総合相談窓口を設置し、切れ目のない相談支援をしています。 【課題】在所（院）者、出所（院）者等及び再犯防止関係団体への福祉総合相談窓口の周知が必要です。（再犯防止関連団体調査より） 					在所（院）者、出所（院）者等に市や民間支援団体等の各種相談窓口を分かりやすく周知します。	在所（院）者、出所（院）者等は市や民間支援団体等の各種相談窓口を知っていて、活用しています。	<ul style="list-style-type: none"> 広報こまえや市公式ホームページへの掲載、公共施設等への掲示により各種相談窓口を周知します。 リーフレットを作成し、各種相談窓口を周知します。 相談窓口周知用ステッカーを配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口を広報こまえ、市公式ホームページに掲載、公共施設等に掲示 市民に分かりやすいリーフレットの作成 相談窓口周知用ステッカー配布
2	<ul style="list-style-type: none"> 【課題】在所（院）者、出所（院）者等で福祉的課題を抱える方で相談窓口に行かない、行けない人、行きたくない人、知らない人、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な人たちのアウトリーチ支援、伴走型支援が求められています。（再犯防止関連団体調査より） 				重点施策	在所（院）者等、その家族の社会的孤立を予防・解消する相談支援を推進します。	在所（院）中、出所（院）等後のアウトリーチ、伴走型支援などの活用による相談支援による、出所（院）者、その家族の社会的孤立が予防・解消されています。	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び家族からの相談に幅広く対応できるように、重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業）の担当職員に研修を行い、適切な出口支援、入口支援が行えるよう相談窓口機能を強化します。 居住先で出所（院）等を支える関係者による連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 意見交換会・研修会等の実施（矯正施設関係者、更生保護機関関係者、福祉関係団体、市職員等） 居住先関係者による在所（院）中からの情報共有、支援に必要な各種手続・準備、ケース会議等への参加 ※居住先関係者…矯正施設、更生保護機関、市担当部署、民間支援団体、市内福祉関係機関・団体、医療機関等

基本目標1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援

施策 No.	施策	関連頁
1-1	在所（院）者、出所（院）者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。	15
現状・課題		
<ul style="list-style-type: none"> 福祉総合相談窓口を設置し、切れ目のない相談支援をしています。（事業の実施状況） 在所（院）者、出所（院）者等及び再犯防止関係団体への福祉総合相談窓口の周知が必要です。（再犯防止関連団体調査より） 		
視点（※）		重点事業群
①本人の自己決定権の尊重		効果的な媒体による分かりやすい各種相談窓口の周知の推進
③一人ひとりに寄り添う支援		